

医療施設管理の自主性を高め、より良い医療提供体制の確立を図る
～自主点検表の作成及び運用～

西部東厚生環境事務所・西部東保健所

井上義文 亀野幸一郎 政宗真次 錦織智恵美 西井祐美子
亀井典子 井口妙子 島谷道子 梅本重幸 秋山日登美

1 はじめに

西部東保健所では、例年診療所の立入検査において、同じ指摘が続いていることから、今年度の調査研究のテーマとして、医療提供体制のレベルアップを図る方策を考察することとした。

レベルアップの一つの手立てとして、西部保健所広島支所（以下「広島支所」という。）が平成22年度に作成されたマニュアルの活用を考えた。

広島支所では、立入検査職員の検査レベルの標準化、指摘基準の統一など、職員の立入検査マニュアルとして点検表を作成された。

当所では、平成23年度にこのマニュアルを基にして、医療機関の職員が自主的に平素の業務を振り返る点検表を作成した。東部保健所と共同で作成作業を行い、それぞれの管内2病院で自主点検を試行していただき、病院の意見を基に修正し病院用の自主点検表を作成した。

点検表の使いやすさや根拠規定の記述のわかりやすさについて試行した病院に意見を聴いたところ、病院側の反応は概ね好意的なもので、自主点検について反対されるところはなかった。このため、本年度は、管内全ての病院に配付し、自主点検の実施を依頼し、全病院から自主点検に対する意見を聴取することとした。

また、病院用の自主点検表を基に診療所用の自主点検表を作成し、管内一部診療所に試行をお願いし、診療所の意見を聴いたところである。

この調査研究では、病院、診療所の意見や本年度の立入検査の状況を報告し、自主点検の効果について考察する。

2 自主点検の目的

自主点検は、医療機関自身が自らの組織や業務を評価し、業務改善に繋げていくものであり、P D C AサイクルのC H E C KとA C T I O Nの部分となる。

改善のプロセスとして自主点検があり、医療機関の医療の安全管理、院内感染対策、医薬品・医療機器の安全管理のレベルアップが成果となる。

この目的のため、自主点検を実施するツールとして自主点検表を作成し、自己評価の一つの手法として自主点検の実施を医療機関にお願いした。

3 病院に対するアンケートの結果

(1) 対象等

- 時期：平成24年6月
- 対象：20病院（管内全病院）

(2) 方法等

- 事務長等に面会し、自主点検表による業務チェックを依頼
- 自主点検表の保健所へ提出の必要なし
- 立入検査時に使いやすさ等について聞き取り

(3) 回答数

- 18病院（42部門）回収率：90%

(4) 自主点検表の様式について

使いやすい	使いにくい	理由
38	4	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックの基準が不明瞭 ・適否の欄に○をするのか×をするのか ・○、×以外に記入する部分があつたりでわかりにくい

(5) 根拠規定の記載について、

わかりやすい	わかりにくい	理由
35	6	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の文章がそのまま記載されている方がよい ・のぞましいとあるが、どの程度のものか表現がわかりにくい

(6) その他自由意見

- ・日頃しなければならないことがわかり、やってよかったです
- ・自主点検表の提出を求められるのは嫌だが、ボリュームも苦痛にならない量で、振り返りにはちょうどよい。他にも独自の業務点検表のようなものがあるが、細かすぎて苦痛である
- ・毎年用紙を送ってもらえると、それを機会にチェックできる
- ・問題点が把握でき、今後の改善に勉強になった

(7) 病院アンケート結果からの考察

時間の制約もあり、立入検査職員のマニュアルとして作成した自主点検表をベースに作成しているため、自己評価のツールとして活用するには不便な点があったと考えられる。

評価の方法を保健所から示すことなく依頼したため、点検の項目を活かすことができなかつたと考えられる。

各部門からの自由意見では、立入検査の準備として活用したという意見が多くあったが、業務改善に繋げていく姿勢が見られるものも少なくなかった。

また、業務改善のプロセスとして自主点検の意義が十分理解されていない点があったため、医療機関の医療の安全管理、院内感染対策のための体制、医薬品、医療機器の安全管理のための体制等のレベルアップという目的と医療機関の自主点検表の活用方法に乖離があった。

医療機関、保健所の双方に「自己評価の目的が明確でない」「評価結果を活かす視点がない」「自己評価が行える人員体制がない」「そもそも評価の方法論を知らない」「評価の意味を組織内で理解している人が少ない」「組織や事業運営の中に評価を組みこむ方法がわからない」という課題があった。

4 病院立入検査の結果

アンケートの結果では、立入検査対策に活用されている機関が多かったが、平成24年度の立入検査の結果は次表のとおりとなっている。

医療提供体制のレベルアップの指標として、立入検査時の指摘件数（口頭指摘を含む）に注目した。

平成21年度以降の合計指摘件数を比較していくと、平成22年度と平成24年度が減少している。指摘件数が減少した病院は、20病院中13病院で、増加又は同じ件数の病院は7病院となっている。

同じ病院の指摘事項の傾向を見ると、指摘件数が減少した病院では、21年度から連続して指摘している事項が、平成24年度に改善と判断されたケースが多くあった。

指摘件数が増加した項目は、業務委託、防火・防災体制、医療廃棄物関係であり、これら以外の区分が減少している。特に減少が著しいものは、管理の区分となっており、調理機械・器具の清潔保持及び保守管理が平成21年度14から2、職員の健康管理が平成21年度13から3へと著しく減少した。

平成21年度と平成22年度の合計指摘件数を比較すると、平成22年度も減少している。病院及び保健所の職員の異動や、立入検査時の対応等で指摘にならない場合もあり、今回の指摘件数の減少結果により自主点検表による自主点検の効果が生じたと判断するのは早計と思われる。また、指摘件数が減少した

という現象は、立入検査対策のために自主点検表によるチェックを行った結果とも考えられ、P D C Aサイクルを回した成果と確認できない。指摘件数以外にもレベルアップの指標となるものを考える必要がある。

○病院立入検査指摘件数の推移

区分	指 摘 件 数			
	21年度	22年度	23年度	24年度
医療従事者	5	2	1	3
管 理	47	37	42	14
帳票・記録	2	5	4	2
業務委託	5	1	5	11
防火・防災体制	1	2	3	4
放射線管理	2	0	6	2
給食関係	10	6	7	1
医療廃棄物関係	1	4	4	5
医薬品等関係	0	1	7	3
合 計	73	58	79	45

5 立入検査職員に対するアンケートの結果

今年度実施した自主点検表によるチェックから病院の変化について、立入検査を実施した職員にアンケートを実施した。

自己評価のツールとして自主点検表を作成したが、病院と保健所のコミュニケーションツールとしての活用も考えており、活用状況等についてアンケートしたものである。

(1) アンケート内容

- ①病院の変化
- ②自主点検表は医療機関のレベルアップに効果的か
- ③コミュニケーションツールとして活用できたか

(2) 病院の変化について

昨年も立入検査を行った職員から次のような感想があり変化を感じていた。

- ・病院からの質問が増えた
- ・指摘事項が減った
- ・院内感染への関心が高まり、意識の向上となった

(3) 医療機関のレベルアップについて

どの検査員も自主点検表について、医療機関のレベルアップに効果があると回答しており、医療機関がすべきことの理解の意識付けのツールとして活用すべきと考えていた。

今年度は、初めての試みであり管理職レベルまでの理解でとまっている機関が多かったが、担当レベルまで自主点検表を浸透させが必要という意見もあった。

(4) コミュニケーションツールとしての活用について

多くの職員が、立入検査の際、自主点検表を見ながら相互に話をしていくという段階までできなかつた。

総じて、「医療機関がすべき必要なことが網羅されており、点検表があると良い。」「自主点検表を活用することの意味について、十分に説明する必要がある。」という感想を持った職員が多かった。

6 診療所立入検査の状況

今年度立入検査を実施する有床診療所等への自主点検の依頼は行うことができなかつた。

アンケートをお願いしたのは、保健医療計画策定に協力していただいた 15 の診療所であり、内訳は有床診療所が 1、無床診療所が 14 となっている。5 診療所から回答があつた。アンケート結果は、次節で考察する。

自主点検の依頼を行うことができなかつたため、病院に比べ指摘件数等は例年と大きな変化はなかつた。

今年度、立入検査を実施した診療所は、21 年度に実施した 5 診療所であり、21 年度の合計指摘件数 43 に対し、47 の指摘件数となっている。件数が減少した診療所は、2 診療所となっている。改善された項目は少なく、診療所の医療提供体制のレベルアップが課題である。

また、病院に対して行った自主点検表のアンケートに「保健所間や職員間で検査レベルを統一してほしい」「指摘等に保健所間のばらつきがある全県で合わせてほしい」という意見があつたように、診療所においても年度間で指摘にばらつきがあり、検査レベルや指摘基準の明確化も課題である。

○診療所立入検査指摘件数の推移

区分	指 摘 件 数			
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
医療従事者	0	1	1	2
管理	21	28	12	16
帳票・記録	4	1	3	4
業務委託	4	1	2	11
防火・防災体制	1	1	3	3
放射線管理	8	3	2	6
給食関係	4	2	4	1
医療廃棄物関係	0	8	5	4
医薬品等関係	1	2	0	0
合計	43	47	32	47

7 診療所に対するアンケートの結果

(1) 対象

保健医療計画策定ワーキング委員が所属する 15 診療所（有床 1、無床 14）にアンケートを依頼し、自主点検を実施した 5 診療所（有床 1、無床 4）から回答を得た。

(2) 内容

- ①自主点検表の使いやすさ
- ②点検項目数の適切さ
- ③自主点検に要した人数・時間

(3) 点検表の使いやすさ

使いやすい	使いにくい	理由
4	1	・字がごちゃごちゃしてわかりにくい

(4) 点検項目数

適 当	多 い	無回答
3	1	1

(5) 自主点検に要した人数

1 名	2 名	5 名
3	1	1

(6) 自主点検に要した時間

2 時間	半 日	無回答
2	2	1

(7) その他自由意見

- ・無床診療所、有床診療所、病院の点検項目が混在しているように思える。
- ・再チェックに有用

診療所の規模にもよるが、自主点検を医師一人で実施する場合は、自己評価にかかる労力が大きく、未回答の診療所が多いことからも、診療所では自主点検に対して負担感があると思われる。

8 考察

自己評価を通して、医療提供体制のレベルアップを図るという目的で自主点検の事業を実施した。

病院は、毎年立入検査を実施し、医療スタッフもいることから、自主点検を実施することも可能と思われるが、診療所の場合は、自己評価に取り組むことが困難だったと考えられる。

立入検査の指摘件数だけで、自主点検の効果を測定するのは、早計かもしれないが、指摘件数を効果の指標の一つとして考えると、病院に関しては、ある程度の成果があったと思われる。

取組の困難な理由としては、次の事項が考えられる。

- ・評価の目的が明確でない
- ・評価結果を活かす視点がない
- ・自己評価が行える人員体制となっていない
- ・評価の方法論を知らない
- ・評価の意味を組織内で理解している人が少ない
- ・組織や事業運営の中に評価を組み込む方法がわからない

これらについては、保健所が、医療機関に自主点検表の目的を十分に伝えることができなかつたことも原因の一つと考えられる。

また、診療所のアンケートの回収率は33%程度であり、人員体制がなく、自主点検が実施できない機関が多いと思われる。

しかし、今年度自主点検表を医療機関に配付し、自己評価に取り組み始めたという意義は大きく、日々の業務の振り返りに使用された点は評価すべきである。

今後は、自主点検表を保健所のホームページに掲載し、医療機関等の意見を聞きながら改良していく、医療機関がP D C Aサイクルを回していく一助にしたいと考えている。

自主点検表アンケート集計(病院)

医療部門	機器名	機器種別	相違規定		追加点検項目	その他意見
			わかりやすい	使いにくい		
1 A 薬剤科 看護部	1 チェックの基準が不明瞭。例えば「徹底実施されている」は少しだけ小さい」と×なのが	1 何を指しているのかわからぬと思う				係員の操作は手順を要するため、このようなチェック表は重要なことであるが、検査の詳細にこだわれば長いと思われる。保育所間やその職員間での検査レベルの統一化は重要などであるが、検査の詳細にこだわれば長いと思われる。
2 B 薬剤管理課	1	1				
3 C 事務局	1	1				点検項目のチェックボックス(□)が何の意味があるのかわからぬ、なぜいるのか
4 D	1	1	のぞましいとあるが、どの程度のものが表現がわかりにくい			立入検査対策だけでなく、日頃しなければならないことが分かりやすかった。
5 E 薬剤科 看護部 管理課	1 1 1	1 1 1				保育所立入検査標準指針として非常に適切でない。 基準に対する意識向上に努める良い取組だと思ひます。担当者が違うことで異なる状況を求められることが一番ストレスになります。 そういう意味では検査レベルの統一化は是非立てていきたいと考えます
6 F 事務局 看護部 放射線科 医事課	1 1 1 1	1 1 1 1				各項目ごとにチェック項目及び問題相関規定が記載されており非常にわかりやすい 今後も十分に活用し、不備の絶無を図りたい 問題点が把握でき、今後の改善に寄強めとなる
7 G 事務局	1	1				検院の検査の差異、6ヶ月を超えない期間の測定が必要ですか
8 H 事務局	1	1				各項目ごとにチェック項目及び問題相関規定が記載されており非常にわかりやすい 今後も十分に活用し、不備の絶無を図りたい 問題点が把握でき、今後の改善に寄強めとなる
9 I 事務局	1	1				立入検査時に事前確認でてきたかた
10 J 事務局	1	1				立入検査時に書類準備に役立つた
11 K 事務局	1	1				今まで東京都が作成した「病院管理の手引き」を利用していた
12 L 事務局	1	1				ポイントが網羅されているのでよい 毎年用紙を送ってもらえると、それを機会にチェックできる
13 M 事務局	1	1				
14 N 事務局	1	1				
15 O 事務局	1	1	1 ればよい			
16 P 事務局	1	1				伝達したらしいが確認できた。
17 Q 事務局	7	4				・防災・消防体制の項目に医療器具及び看護用具を清潔に保っているが、項目に一致しない ・ページが2ページになっている項目がある ・照射量を、電離的影響により生産・保存を行う場合の保存用性及び署名用性的基準を統一していただきたい ・地震、火災等の災害に対する対応策、放火等の事故発生に対する対応策等を記載した直報基準や直報体制及び対応体制を記載していただきたい。 ・エックス線装置使用実績における放射線障害の防止について教えていただきたい。
18 R 薬剤科	1	1	点検項目の欄に記入する部分があたりてわかりにくいので、書き方を一定したほうがよい	1		
18 R 薬剤科 看護部 施設管理課	1 1 1	1 1 1				

自主点検表アンケート集計(診療所)

医療機関名	有床	無床	点検表様式	点検項目数			少ない項目			多い項目			自由意見
				自主点検実施	未実施	未実施理由	使いやすい	使いにくい	使いににくい理由	適当	少ない	多い	
A	○			1			1			1		1	
B	○	1			1					2		2	時間
C	○	1			1					1		1	
D	○	1			1					5人		1	
E	○	1			1					1		1	時間 再チェックに有用

自主点検表(診療所用)試用アンケート

医療機関チェック表(病院分)アンケート

該当する項目を○で囲ってください。

1 自主点検について

実施した 実施していない

2 実施していないと回答された方
実施しなかつた理由(複数回答可)
人がいない 時間がない 他の様式で行っている その他3 自主点検表の様式について
使いやすい 使いににくい4 使いににくいと回答された方
使いににくい箇所5 点検項目について
※点検項目は有床診療所の立入検査項目に合わせています。
多い 適当 少ない6 多いと回答された方は
どの項目が多いですか管理関係 医療機器 医薬品
院内感染 放射線管 理関係
院内感染 放射線管 理関係

3 点検項目

7 少ないと回答された方は
どの項目が少ないですか管理関係 医療機器 医薬品
院内感染 放射線管 理関係
院内感染 放射線管 理関係8 自主点検に要した人数
1人 2人 3人以上
()4 実施者
自主点検を実施された方 (部署)
その他 (時間)5 その他ご意見があれば記入してください。
半日6 その他自主点検に要した時間
1日 その他 (時間)

7 御協力ありがとうございました。

※ 記入された情報は、自主点検表の作成の目的のみに使用し、他に用いることは行いません。

広島県西部東保健所

御協力ありがとうございました。

自主点検表に関するアンケート

趣旨
検査員の立場から自主点検表の評価を行いうものであり、病院の自主点検表に対する評価と
検査員の立場から評価を行いうものであり、次年度以降改善していく目めで、皆様の御意見をお聞ねします。

検査担当部門

1 今年度の検査について
病院の立場に変化がありましたか

あり なし

変化ありの場合、どのような変化でしたか（複数回答）該当項目を○で囲ってください。

- (1) 病院からの質問が増えた
- (2) 關係種類の提出が早くなった
- (3) 指摘事項が減った
- (4) 指摘事項が増えた
- (5) その他

2 検査の内容に関することで自主点検表を基に病院と話をされましたか

した しなかつた

3 自主点検表は病院の医療提供体制のレベルアップに効果があると思いますか

思う 思わない

4 思うご回答された方 具体的な効果についてお知らせください
回答例 検査時に病院職員と話した内容が漏れ防止策、医療安全提供体制について職員の理解がすくないと思われる。

5 届わないと回答された方、理由をお知らせください
回答例 指摘事項が増えており、職員が自主点検表を使っていると思えない

6 自主点検表について、改善すべきところを記入してください

7 2の質問に聞こえます。自主点検表の使用方法の一つとして、立入検査時のコミュニケーションツールとして活用する方法も考えられると思いますが、御意見を記入してください。

8 その他御意見を記入してください

御協力ありがとうございました。

自主点検表(医療法関係)

自主点検表 (病院分)

医療機関名

点検項目				適合	摘要
区分	必要数	現員	過不足		
医師数					
歯科医師数					
薬剤師数					
看護師数					
看護補助者数					
栄養士数					
介護支援専門員証の交付・更新を要している者					
医療機関の構造設備は使用の許可を受けている。 施設計画後の開設面及び届出事項に変更を生じたときの届出手紙を受ける。					
医療機関新規開設許可を受けた後に厚生労働省令に定める事項を変更したときその許可を受けている。					
病室に定員を超えて患者を入院させていない。 病室以外の場所に患者を入院させていない。 精神病患者、感染症患者を該当病室以外の場所に入院させていない。 病室感染危険患者からの感染防止措置をとっている。 当該患者を他の患者と同室に入院させていない。 □ 当該患者を入院させた室を消毒せずに他の患者を入院させていない。 □ 当該患者に供した被服、寝具、食器等を消毒せず他の患者に使用しない。					但し、臨時応急の場合を除く。
宿直体制が整っている。					
職員の健康管理を適正に行っている。 定期的な健診診断等、適切な健康管理体制が確立されている。 ① 定期健診診断					
P1 医療法関係					
P4 医療安全管理関係					
P8 院内感染防止対策					
P10 放射線管理関係					
P15 食事関係					
P17 医療廃棄物排出関係					
P18 医薬品等関係					

自 主 点 檢 表

(有床診療所用)

医療機関名

目 次

開設許可(届出)事項に
変更があった場合の手続き

P 1

P 2

P 4

P 5

P 6

P11

P12

P13

P14

開設許可(届出)事項を変更する(した)場合の手続き一覧

変更許可、変更届が必要な項目	診 療 所	添付書類
施設の目的及び構造の方法	非医療・非薬科 医療・薬科併設 (法人開設) 変更許可	変更届(注1) 変更届(注1) なし
従業員の定員	変更許可	変更届(注1) 変更届(注1) なし
施設の面積及び平面図	変更許可	変更届 平面図
建物の構造概要及び平面図(各室の用途)	変更許可(注1)	変更届(注1) 構造概要書・平面図
薬科工業の衛生設備の検査	変更許可	変更届 衛生設備検査書
施設者の住所及び氏名	変更届(注2)	変更届する書類(戸籍謄本・登記簿謄本等)
施設の名称	変更届	開設者が法人にあつては登記簿謄本
開設の場所	変更届(注3)	変更届(注3) なし
診療科目	変更届	新規を追加検査するときは新規料請求証の写し
開設者が同時に他の病院、診療所を開設、管 理又は勤務するときはその旨 定め、新規行為又は条例	変更届	変更届 定め等
管理者の住所及び氏名 が変更する医師、歯科医師の氏名、担当 診療科名 診療日、診療時間	変更届(注4)	臨床検査等整頓証(免許証)の写し、履歴書 臨床検査等整頓証(免許証)の写し なし
薬剤師の氏名	変更届	会社印の写し

(注1)・病床を設置する診療所にあつては、診療所病床設置許可事項変更許可申請又は診療所病床
設置許可事項変更届を要する場合あり
・入院施設を有する診療所において構造設備を変更した場合は、その構造設備について保健所の検査を
受けた後でなければ当該施設を使用できない検査を要する構造設備については保健所に要確認

(注2)・開設者そのものの変更は、廃止新規手続き
(注3)・実質的な開設の場所の変更(同一建物内の移動を含む)は、廃止新規手続き
(注4)・医師・歯科医師・助産師開設にあつて、管理者そのものの変更は、管理免除許可を要する

変更許可:病院等開設許可事項変更許可申請書(事前に提出、手数料不要)...様式第11号
変更届:病院等開設許可(届出)事項変更届(変更後10日以内に提出、手数料22,00円又は10,000円)...様式第12号
構造設備検査:構造設備検査申請書(事前に提出、手数料22,00円又は10,000円)...様式第18号

広島県ホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)から様式をダウンロードできます。

トップページ>分類でさがす>健康・福祉>健康・医療>医療機関・医療人材>医療機関等許認可申請
>医療法にかかる病院・診療所・助産所関係申請書等の様式
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/ryouikikanriyontinkasinnsei/1226886689845.html>)

診療所チェックリスト(管理)

医療機関名	
所在地	
点検者	
点検年月日	

健 康 管 理 の 領 域	点 檢 項 目	通否	摘 摘 要
医療機関	① 開院許可事項又は届出事項に変更を生じたときは必要な手続きを行っていること。 ② 休止、再開及び廃止の場合に届出を行っていること。	通否	① 別紙「開院許可（届出）事項に変更があった場合の手続を」参照 ② 正当な理由がないのに、1年を超えて休止してはならない（個人開業を除く）
医療機器及び看護用具が清潔を保つよう十分入れがなされている。	職員の健康管理を適正に行っている。 定期的な健康診断、適切な健康管理体制が確立されている。 (健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、これを五年間保存している。)	通否	診療所開設者は労働安全衛生法により規定されている。 事業者は、定期健康診断結果報告書を所管の労働基準監督署長に提出しなければならない。 ② 深夜業務従事者は=6月を平均して1月あたり4回以上午後10時から午前7時までの時間帯に従事した労働者をいう。労働安全衛生法66条の2) ※放射線業務従事者及び給食業務従事者に対する健康診断は、それだけで「放射線管理」・「給食関係」のページを参照のこと。
職 員	② 定期健康診断（常時従事する労働者を直いに入れる時） ③ 一般健診（常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回実施） ・直近の実施時期 年 月 ・常勤職員 人 受診者数 人 特定業務従事者に対する健診（特定の業務に常時従事する労働者に対する検査） ・直近2回の実施状況 年 月；対象職員 人 受診者数 人	通否	（省略することができる項目） 口既往歴・家族歴の調査 口自覚症状・他覚症状の有無の検査 口身長・体重・臍囲、筋力及び握力・ハーフレッグの音に係る検査 口心肺機能の検査 口腹部エックス線検査及び呼吸検査（除歎入時） 口血圧の測定 口吸血検査（血色素量及び赤血球数の検査） 口尿検査（GTT、GT及びイギーGTPの検査） 口血中脂質検査（LDLコレステロール、TC、コレステロール及び血清トドリセラサイドの量の検査） 口心電図検査 口血液検査（尿中の鉄及び蛋白の有無の検査） （検査方法について） 口體温検査 口肝機能検査 口腎機能検査 口中性脂肪検査 口尿中糖検査（40才未満の者を除く） （検査方法について） 口定期健康診断後の指置 □定期健康診断の結果、異常が発見された者への措置 (併せて実施の写しの入手等)
医 療 情 報 提 供	④ その他 □ 非常勤職員の医師、放射線技術者の健康診断の実施を確認している （併せて実施の写しの入手等） 医療機関の有する医療機能情報を公表している。	通否	◇ 病院等の管理者は、当該病院等において、閑闊に代えて、パソコン等のモニタ一画面での表示、インターネットをしくは電子メールによる方法又は印、CD-ROM等による交付とすることができます。 ・管理者は、1年に1回以上、知事が定める日までに、規則で定める事項を知事に報告するとともに、同事項を当該施設において閑闊に供する事項を公表する。 ・病院等の報告事項のうち、次に掲げるものに修正・変更があった場合には、速やかに修正を知事に報告している。 □ 医師名 口 開設者 口 管理者 口 所在地 口 電話、FAX番号 □ 療科別 口 病院科目別の診療日 口 診療科別別の診療時間 □ 病床通引及び部別口 帰出 病床数

点 檢 項 目	通否	摘 摘 要
医療機関	診療録（適切に作成、管理・保存、廃棄している。）	診療録は医師法第24条第2項により5年間これを保存することと規定。
帳 票	□ 生育 口 氏名 □ 年齢 □ 性別 □ 病名及び主要症状 □ 治療方法（処方及び処置） □ 病院年月日 □ 診療ごとに記述した医師の署名... □ 保存（治療完結後5年） ・診療に関する諸記録等(過去2年間の診療諸記録を適正に整理保管している。)	診療録の記載事項について医師法第24条第1項及び同施行規則第23条により、左記のとおり規定。
記 記	□ 日誌 □ 手術記録 □ 看護記録 □ 処方せん（口患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、実行年月日、使用期間、口新規・診療所の名称、所在地、口医師の住所記載、記名押印署名） □ 入院及び外来患者の数を明らかにする帳簿（日替記入可） □ エックス線写真 □ 検査所見記録 □ 入院診療計画書	診療所の入口、受付又は待合所付近のやさしい場所に掲示。
院 内 揭 示	院内掲示物 口 管理者の氏名 □ 診療に從事する医師又は歯科医師の氏名 口 医師又は歯科医師の終業日及び終業時間 口 厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託し、関係書類を整備している。	【受托者の選定】：受託者の有する標榜作業場、業務場所内備等により、当該受託者が業務の運営に適合するものであることを確認した上で、受託者を選定すること。 【規制】：これまで生産労働省令に規定した上、受託者は、医療法施行規則の他、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について平5.2 15歳改修筋 96号及び筋筋、跨筋等の業務規制について」（平5.2.15指第14号）を参照のこと。
業 務 委 託	□ 委託契約書 □ 法定書類（標準作業書、業務案内書等） □ 医療機関連携サービスマーク認定書の写し 等 〔対象業務〕 □ 機体検査 □ 食事の提供 □ 患者等の搬送 □ 流涙 □ 潜伏 機器の保守点検 □ 治療機器の保守点検 防火用設備の整備	【消防用施設・設備の点検報告の義務のある象物】 消防用施設・設備の点検報告の義務のある象物に該当するかどうか等について、消防機関への届出書類を確認。あるいは最高の消防機関に確認してください。
防 火	火気を使用する場所には、防火上必用な設備を設けている。 消火用設備の整備 消火用の機械又は器具を備えている。 消防用施設・設備の点検報告の義務のある対象物に該当する場合 ・卷き戻し 消防用施設・設備の法定点検の実施 ・消防用設備等の機器の外観・機能点検 □ 消火機関へ届け出た届出書(点検報告書)を保管している。 （收受印が押された届出書(点検報告書)を保管している） ・消防用設備等の機器の外観・機能点検 防災及び危害防止対策 □ 防火警報装置等の機器の外観・機能点検の保管 防災及び危害防止対策	【消防用施設・設備の点検報告の義務のある象物】 消防用施設・設備の点検報告の義務のある象物に該当する場合、該当する消防機関へ届け出ている。 （上記届出内容に変更がある場合は、届出が必要） ①防火警報装置及び避難誘導装置を年2回以上実施している。 ②消防訓練及び避難誘導装置を年1回以上実施している。 (そのうち1回は夜間に実施するよう努めること) □ 験練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通知している。 □ 実施内容を記録し、保管している。

自主点検表 (無床診療所用)

医療機関名

目 次

開設許可（届出）事項に 変更があった場合の手続き	P 1
管 理 関 係	P 2
安全管理体制 医療機器	P 4
安全管理体制 薬品	P 5
安全管理体制 院内感染	P 6
放射線管理関係	P11
医療废弃物排出関係	P12
医薬品等関係	P13